

## 社会調査士資格認定機構規程

### (名称)

第1条 本機構は、社会調査士資格認定機構と称する。

### (目的)

第2条 本機構は、大学・大学院等における社会調査教育の向上を図り、社会調査知識と技能をもつ人材の供給と、実務に携わる者に対する研修あるいは社会調査の重要性に関する啓発活動を通して、社会の期待に応えることを目的とする。

### (事業)

第3条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 社会調査に係る資格の認定及び資格認定証の発行
- (2) 社会調査に関する調査、研究、教育
- (3) 社会調査の調査、研究、教育に関する関係諸機関との交流及び協力
- (4) 社会調査の研究会、研修会、講演会等の開催
- (5) 社会調査の研究に関する刊行物等の編集発行
- (6) 社会調査倫理に関する綱領策定と普及に関する活動
- (7) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

### (資格認定)

第4条 前条第1号の資格認定証を発行するため、社会調査士認定規則および専門社会調査士規則を別に定める。

### (構成団体)

第5条 本機構の構成団体は、社会調査を専門領域とする会員を有する学術団体とする。

- 2 本機構の構成団体は、日本教育社会学会、日本行動計量学会および日本社会学会とする。
- 3 本機構に新たに加盟しようとする学術団体は、評議会の承認を得なければならない。

### (出資)

第6条 構成団体は本機構の活動を支えるために団体の会員規模や財政事情に応じて出資をおこなう。

### (賛助団体・個人)

第7条 本機構の目的に賛同する団体(個人)を賛助団体(個人)とすることができる。

### (組織体制)

第8条 本機構に理事会と評議会および事務局をおく。

- 2 理事会は第3条の業務を執行する。

- 3 評議会は構成団体を代表し、理事会を補佐する。
- 4 事務局は機構に必要なすべての事務をおこなう。

( 役員の種別及び定数 )

第 9 条 本機構に次の役員をおく。

機構長	1 名
副機構長	1 名
理事	2 0 名以内 ( 正副機構長および事務局長・次長を含む )
監事	2 名

- 2 役員は構成団体の会員でなければならない。

( 役員の選出 )

第 1 0 条 機構長は、評議会において選出する。

- 2 理事は、総数のうち評議会において 15 名までを選出し、それ以外の 4 名までを機構長が推薦できる。
- 3 副機構長は理事のなかから機構長が指名する。
- 4 監事は、評議会において選任する。
- 5 事務局長および事務局次長は、理事会の議をへて理事のなかから機構長が任命する。

( 役員の職務 )

第 1 1 条 機構長は、本機構を代表しその業務を統一管理する。

- 2 副機構長は、機構長を補佐し機構長に事故あるとき、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
- 4 監事は、本機構の会計及び業務を監査する。

( 役員の任期 )

- 第 1 2 条 役員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、3 期連続して再任されることはできない。
- 2 機構長及び副機構長の任期は通算 2 期までとする。
- 3 任期途中で選任された役員の任期は、当期役員任期に合わせることにする。
- 4 役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

( 理事会の構成及び所管事項 )

第 1 3 条 理事会は理事をもって構成し、以下の業務を執行する。

- ( 1 ) 機構業務の執行に必要な事項
- ( 2 ) 事業計画及び予算編成
- ( 3 ) 事業報告および決算報告
- ( 4 ) 各種規程・規則の制定・改廃

(担当理事の配置)

第14条 第3条に定める事業を行うため、資格認定、社会調査倫理、広報渉外、財務に関する担当理事をおき、その下に必要に応じ委員会をおくことができる。

- 2 委員会の構成は、理事会において定める。
- 3 委員には、理事のほか構成団体の会員を専門委員に委嘱することができる。

(理事会の招集及び定足数)

第15条 理事会は機構長が招集し、議長は機構長がこれにあたる。

- 2 理事会は理事の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 理事会の議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第16条 本機構の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局職員から構成される。
- 3 事務局職員の任用は、理事会の議を経るものとする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て機構長が定める。
- 5 事務局には、常に次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 会則および細則
- (2) 各種規程・様式および申請書類一式
- (3) 役員及びその他の職員の名簿
- (4) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) その他必要な帳簿及び議事録等の書類
- (6) 資産目録に関する書類一式

(評議会の構成)

第17条 評議会は、構成団体から選出された評議員をもって構成する。

- 2 評議会の開催は、機構長が少なくとも年に1回は委嘱する。
- 3 評議会の議長は、評議員の互選による。
- 4 評議会は、評議員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 評議会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員の定数及び任期)

第18条 評議員の定数は、15名以内とする。

- 2 評議員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期途中で選任された評議員の任期は、当期評議員任期にあわせることとする。

(資産および会計)

第19条 機構の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 認定にともなう申請料
- (2) 認定料
- (3) 構成団体からの出資金
- (4) 寄付金
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) 事業にともなうその他の収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第20条 機構の財産は、理事会の議決に基づいて、機構長がこれを管理する。

(予算)

第21条 予算は、理事会の議を経て評議会の承認を受けるものとする。

(会計監査)

第22条 本機構の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、監事の監査を受け、評議会の承認を受けなければならない。

(会計年度および事業年度)

第23条 本機構の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 本機構の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規程の改廃)

第24条 本規程の改廃は、理事会の議を経て評議会の承認を受けるものとする。

付則

- 1 この規程は、この機構の設立の日から施行する。
- 2 この機構の設立当初の役員は、この規程に関わらず、設立総会において定める別紙役員名簿の通りとし、その任期は、2006年5月末までとする。
- 3 この機構の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、この規程に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この機構の設立当初の事業年度は、設立の日から2004年3月31日までとする。
- 5 機構の事務局所在地は、当分の間、関西学院大学内とする。

付則(施行期日)

この規程は、設立総会の終了日(2003年11月29日)から施行する。